

# 中学生年代のスポーツ指導の安全管理 -法的責任と事故補償について-

※本動画は、指導者講習会限定配信となります。  
※本資料の無断転載は禁止とさせていただきます。

びわこ成蹊スポーツ大学  
教授 黒澤寛己

# 本講習会の内容

1. スポーツ指導・部活動指導の法的責任
2. 民事責任と刑事責任

# スポーツ活動・部活動中の事故

令和6年度のスポーツ振興センターの災害給付金の発生状況の報告によると、中学校では「課外指導」中に最も多く（全件数の45.3%）発生している。そのほとんどは「体育的部活動」によるものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（2025）

# 3つの法的責任

民事責任 被害者に対する損害賠償責任

刑事责任 事故の原因となつた者に対して刑事罰を科すこと。

行政責任 国公立学校の教職員に非違行為がある場合に行われる行政処分

# 民事責任 国公立学校における事故

## 国家賠償法 1条 1項

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

→国公立学校における、学校管理下の事故に対しては、顧問教員が属する国や公共団体が賠償責任を追求される。

学校管理下と学校管理外

## 民法709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

故意 = 殴る、蹴る、モノ（椅子）などを投げる

過失 = 事故が起こらないための注意義務を怠った。

**（安全配慮義務違反）**

- ・ 校長、顧問、指導者や大会主催者などに対する請求
- ・ 加害生徒に対する請求もある。

## 民法715条 1項及び2項（使用者責任）

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

指導者を使用する者（法人と民意団体で異なる）

学校法人、NPO法人など

クラブ経営者、協会長など

# 2007年5月24日 県立高校テニス部における事例

「季刊 教育法187号」をもとに作成

テニス部員のAさんが練習中に熱中症で救急搬送された。（顧問は出張中）  
その影響で、重度の障害を負い、24時間の介護が必要となった。  
病院の診断⇒心停止の原因が「心筋炎の可能性もあるし、熱中症の可能性もある」

## 一審神戸地裁

「心停止の原因が熱中症と認めるだけの根拠はない、仮に熱中症が原因だとしても、顧問が軽減措置の指示を行うべきであったとまで認めることができない」⇒請求棄却

最高裁 = 上告棄却

県に約2億3700万円の支払いを命じた。

## 二審大阪高裁

「練習の様子を直接監督できない以上、部員の健康状態に配慮すべきだった」  
「水分補給などの、対策をとっていないかったことは安全配慮義務違反がある」

# 2016年 市立高校陸上競技部における事例

裁判資料をもとに作成

顧問であるA教諭の指導により、部員**B**は背中と両腕の間に長さ約1.2mの棒を挟んだ状態で、鉄製のミニハードル10台を飛び越えながら40mを走る練習をしていたところ、ミニハードルに足をとられて転倒し、左顔面挫創等の傷害を負った。

## 一審京都地裁

「部活動を指導・監督する教師は、過去の転倒事例の有無にかかわらず、上記危険を容易に認識し得たというべきである」「練習における事故の危険をできる限り小さくすべく練習の内容等を指示すべき職務上の義務を負っており、このような練習を実施するよう指導したことは、同教諭の**同義務違反に当たる。**」

**左頬3cm未満の傷痕、慰謝料30万円が相当である。**

# 災害共済給付（見舞金）制度

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）

JSCと学校等の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものである。

○被害生徒が被ったすべての損害の回復を図るものではない。

### 学校管理下の範囲

授業、課外活動、休憩時間、通学、寄宿舎など

独立行政法人日本スポーツ振興センターhp

# JSCの災害給付金額

- 障害見舞金
- 88万円～4000万円
- 通学中の災害
- 44万円～2000万
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターhp
- 死亡見舞金
- 3000万円
- 運動などの行為と関係のない突然死
- 1500万円

# 民事責任 国公立学校以外の場合

## 対象

民間スポーツクラブ、スポーツNPO法人、  
スポーツ協会、スポーツ少年団、任意団体、個人等

→上記の団体・個人の管理下による、スポーツ活動では、学校管理下の事故に該当しないため、直接民事責任が問われ、損害賠償が請求される。

# A市立中学校部活動外部委託事業 「学校管理下」・「学校管理外」

学校管理外  
○A株式会社

- ・主たる指導者  
A社常勤社員
- ・緊急時対応  
A社常勤社員
- ・損害賠償請求先  
A社
- ・保護者対応  
A社

学校管理下  
○びわこ成蹊スポーツ大学

- ・主たる指導者  
学校教員（顧問）
- ・緊急時対応  
校長・学校教員
- ・損害賠償請求先  
A市（学校設置）
- ・保護者対応  
各学校  
教育委員会

# A市部活動実証事業 委託仕様書

## (学校管理外の活動) 内容を抜粋

---

### 「受け皿」組織の業務内容

#### ○配置人員

統括責任者1名（常勤雇用者）→市内事務所

主任指導者1名、副主任指導者1名→学校現場

#### ○必要業務（一部抜粋）

保護者連絡、現地対応、保護者説明会、保険（民間）手続き、アンケートの実施、個人情報保護、配慮を要する生徒への対応、外国語の対応、事故、怪我への対応、災害時の対応、市内の事務所、実績・事業報告書

# 高校サッカー競技大会の落雷事故の事例 (私立高校と体育協会の管理下)

---

1996年8月13日、私立A高校サッカー部のK君が、x市体育協会が主催する大会に出場し、頭に落雷の直撃を受けた。その影響で重い後遺障害を負った。

K君と両親は、私立A高校とX市体協を提訴し、最高裁は「落雷は予見可能、引率教諭は安全配慮義務を怠った」として高松高裁に差し戻しを命じた。高松高裁の差戻審では学校法人Aと財団法人x体育協会の不法行為を認めた。

最高裁判所平成18年3月13日判決

- ・ 刑法211条（業務上過失致死傷等）

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

予見可能性 = 事故は予見できたか

結果回避義務 = 結果を防ぐ義務はあったか

義務違反と結果との因果関係 = 義務と事故の関係が  
あったのか

# 顧問教員の刑事責任が問われた事例 高校登山部の事故

2017年3月27日栃木県那須町  
高校登山部「春山安全登山講習会」  
で  
雪崩に巻き込まれ生徒7名と教諭1  
名の8名が死亡。

## 民事裁判

講習会の責任者だった教諭3名に損害賠償を求めた訴訟で、県と県高体連の過失を認め（雪崩発生の可能性を認識できる状況だった）計約2億9270万円の賠償を宇都宮地裁判決が確定した。

## 刑事裁判

2024年5月30日

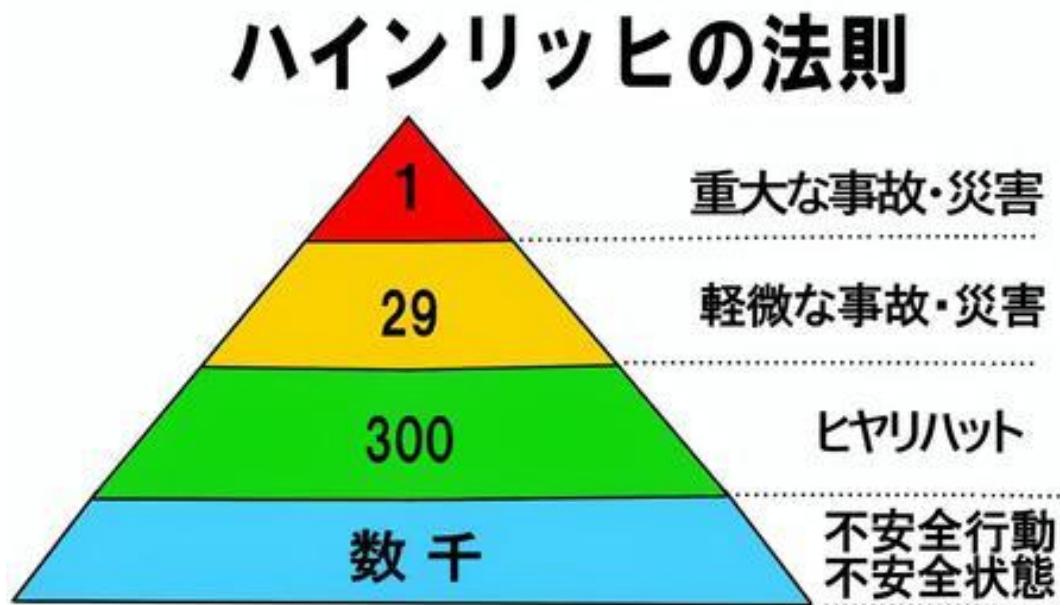
## 宇都宮地裁

3名の教諭に対して、「雪崩という自然現象の特質を検討しても、相当に重い不注意による人災であった」と業務上過失致死傷罪として、禁固2年の実刑判決が下った。

2024年6月12日

3名の教諭は判決を不服として東京高裁に控訴した。

# 事故防止のために ハインリッヒの法則



# 事故への対応として 民間保険団体への加入

公益財団法人スポーツ安全協会  
スポーツ安全保険

- 傷害保険
- 賠償責任保険
- 突然死葬祭費用保険

# 主な引用参考文献

畠喜美夫 (2019) 「「図解」ボトムアップ理論」ザメディアジョン

吉隆他 (2019) 「高校サッカー落雷事故北村光寿さんの社会復帰の事例」神戸学院総合リハビリテーション研究 第15巻第1号

日本スポーツ振興センター (2025) 「学校等の管理下の災害 [令和6年版]」

黒澤寛己 (2025) 「『部活動と地域スポーツクラブの法的な制度、賠償制度の違いについて知

る』資料 公益財団法人兵庫県スポーツ協会

小川雄太 (2025) 「中学校部活動における事故事例」資料 公益財団法人兵庫県スポー

ツ協会

公益財団法人スポーツ安全協会ホームページ <https://www.sportsanzen.org/>

9月27日閲覧

那須雪崩事故遺族・被害者の会ホームページ <https://nasu0327.com/>

9月27日閲覧

# 中学生年代のスポーツ指導の安全管理 -法的責任と事故補償について-

※本動画は、指導者講習会限定配信となります。  
※本資料の無断転載は禁止とさせていただきます。

びわこ成蹊スポーツ大学  
教授 黒澤寛己

かなざし法律事務所  
弁護士 金刺廣長